

指定管理者の指定について

葉山町立の障害者支援施設の指定管理者を次により指定するものとする。

- 1 施設の名称 葉山はばたき

- 2 指定管理者
 - (1) 名称 社会福祉法人 湘南の風
 - (2) 主たる事務所の所在地 逗子市小坪5丁目22番10号

- 3 指定期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

令和元年11月28日提出

葉山町長 山梨 崇仁

提案理由

葉山町立の障害者支援施設の指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により提案するものであります。

「社会福祉法人 湘南の風」の概要

1 名称

社会福祉法人 湘南の風

2 主たる事務所の所在地

逗子市小坪5丁目22番10号

3 法人成立の年月日

平成6年11月21日

4 目的（定款抜粋）

この社会福祉法人は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的とする。

5 法人の基本理念

- 利用者が尊厳を持って、自立できる地域社会の実現を目指す。
- 基本的人権を守り、個人の尊厳を重視した支援を行う。
- 地域とともに歩み、地域から信頼される法人を目指す。
- 常に法令を遵守し、良質な福祉サービスを提供する。
- 法人の経営基盤を強化し、経営の透明性を確保する。

6 事業概要

(1) 障害福祉サービス事業

① 生活介護事業

- もやい 定員 40 人 逗子市小坪5丁目 22 番 10 号
- もやいデイサービス 定員 20 人 同上
- えいむ 定員 40 人 逗子市沼間5丁目 4 番 5 号
- 葉山はばたき 定員 20 人 葉山町一色 473 番地の 6

② 就労継続支援B型事業

- m a i ! えるしい 定員 20 人 逗子市桜山9丁目 3 番 53 号

③ 共同生活援助事業

- グループホーム ジャストサイズ (8か所) 定員 43 人

④ 短期入所事業

- ジャストサイズ (2か所) 定員 4 人

(2) 相談支援事業

- 各種相談支援事業 支援センター風 逗子市桜山9丁目 3 番 53 号

(3) 地域活動支援センター

- 地域活動支援センター事業 支援センター風 逗子市桜山9丁目 3 番 53 号

(4) 移動支援事業

- 移動支援事業 ヘルパー派遣事業所 逗子市小坪5丁目 22 番 10 号

(5) 居宅介護支援事業

- 居宅介護支援事業 湘南の風 逗子市桜山9丁目 3 番 53 号

(6) 地域生活支援事業

- 日中一時支援事業 もやい日中一時支援 逗子市小坪5丁目 22 番 10 号

葉山町立の障害者支援施設（葉山はばたき）の指定管理者選考についての経過

1 意向確認

令和元年10月3日に現指定管理者である「社会福祉法人 湘南の風」に対し、令和2年度以降の指定管理業務の意向確認を行い、引き続き指定管理者の指定を受けようとする場合は、指定管理者指定申請書及び関係書類を期限までに提出するよう求めた。

2 申請書等の提出

期 限 令和元年10月25日

提出日 令和元年10月25日

3 審査

葉山町立の障害者支援施設に関する条例第8条第2項に基づき、令和元年10月28日から令和元年10月31日まで福祉部にて審査を行った。

4 審査結果

葉山町立の障害者支援施設に関する条例第8条第2項に規定する現指定管理者を指定管理者として指定するための基準を満たしているとともに、利用者の家族からは、現指定管理者とは長い時間をかけて利用者及び利用者の家族との信頼関係を構築してきており、安心して利用できる良好な環境であり、継続を求める旨の要望が町に寄せられており、今後も継続して事業を任せるのにふさわしいと評価できることから、現指定管理者である「社会福祉法人 湘南の風」を引き続き指定管理者として指定することが適当であると認めた。